

阿 見 町 に お け る 道 路 占 用 許 可 基 準

(令和 8 年 8 月 31 日改正)

道路法第 32 条第 1 項の道路の占用の許可，同条第 3 項の道路の占用の許可の変更，第 35 条の道路の占用の同意に基づく道路の占用及び第 37 条の道路の占用の禁止又は制限区域等について，下記のとおり扱われたい。

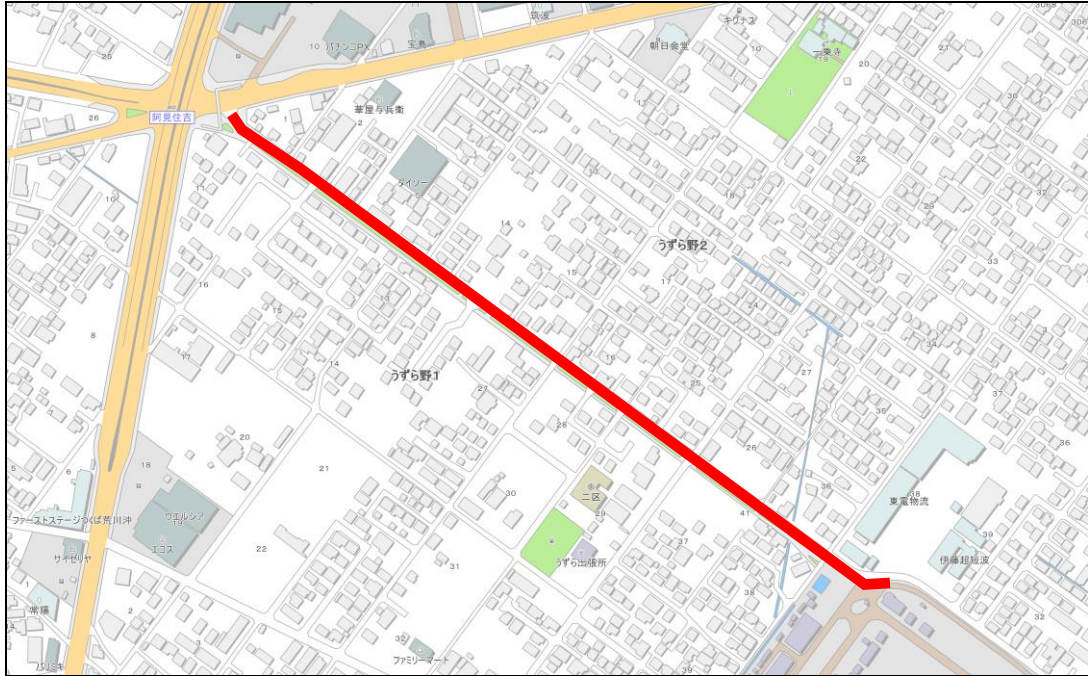
●道路法第 32 条第 1 項第 1 号に規定されている工作物の場合

1. 電柱，電線，変圧塔，郵便差出箱，公衆電話所，広告塔，ごみ集積所その他これらに類する工作物の車道上及び歩道上への設置は，交通の支障となるため原則許可しない。
2. 道路敷において工作物の設置を認めるのは，「車道部・歩道部を除いた道路余剰地」及び「隅切り部においては，工作物を設置しても隅切り長が 3 メートル以上確保できる」等，交通に支障のない箇所とする。
3. 電柱においては，①占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設の場合，もしくは②電柱を設けるやむを得ない事情があり，当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合のみ，別途協議し交通の安全上支障がないと認められる箇所に設置することを許可する。
4. ごみ集積所においては，①民地の地権者と交渉し，どうしても許可が取れない場合，②ゴミネットでの対応を検討し，適切ではないと判断できる場合の両方に該当する場合のみ，別途協議し交通の安全上支障がないと認められる箇所に設置することを許可する。
(ゴミネットでの対応の場合は，道路占用物件に該当しないため道路占用許可を要しない。)

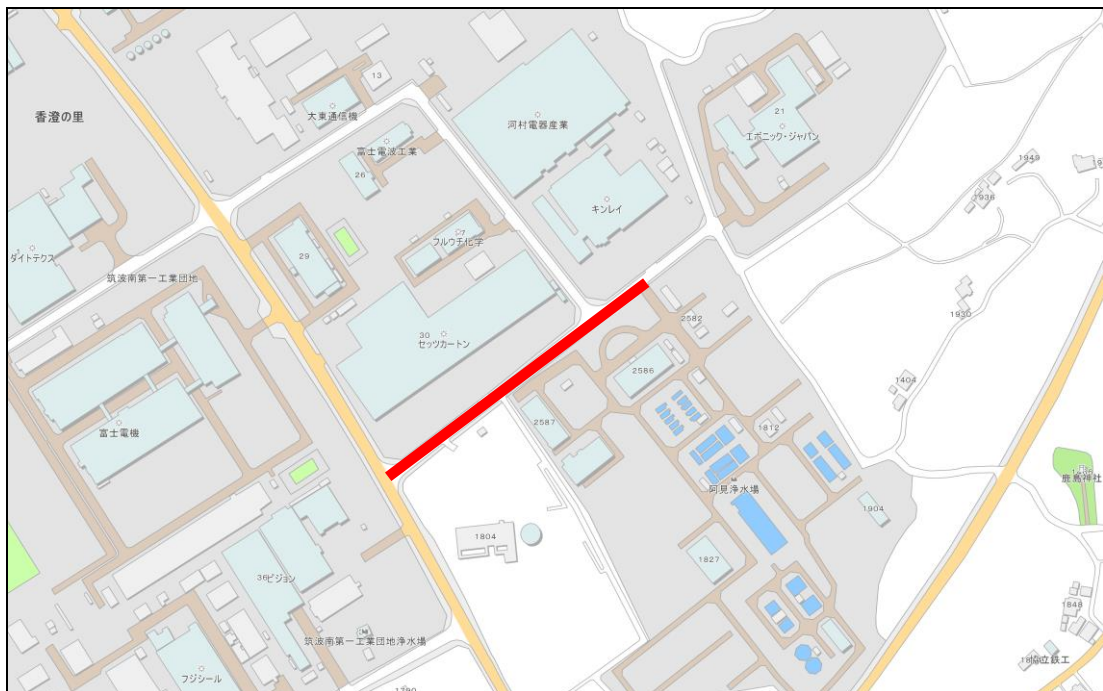
●第 37 条の道路の占用の禁止又は制限区域等について

1. 下記路線については、町道幅員内への設置を許可しない。

① 町道 1052 号線（阿見住吉交差点から朝日燃料支所入口まで）



② 町道 4337 号線（県道稲敷阿見線から県企業局阿見浄水場入口まで）



2. ただし前述に記載されている通り①占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設の場合、もしくは②電柱を設けるやむを得ない事情があり、当該道

路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合のみ設置することを許可する。

●町道の掘削を伴う場合

1. 開削横断は認めない。但し、公益上やむを得ない事情がある場合には道路管理者と協議のうえ決定する。
2. 道路占用表示を設置する場合は、占用場所の見やすいところに設置すること。
3. 公益上必要を生じたとき、又は許可に違反したときには、占用禁止、又は許可を取り消すことがある。(道路法第 71 条第 1 項、第 2 項)
4. 占用権を失ったとき、又は期間満了もしくは占用者において任意に占用を廃止した時は、原形に復しその旨を届けなければならない(道路法第 40 条、22 条)。もし自らにおいて原形に復しないときは、道路管理者においてこれを執行し、その費用を占用者から徴収する(道路法第 58 条)。
5. 許可内容を変更する場合は、変更申請書を提出し、許可を受けること。
6. 工事に際しては、道路交通法第 77 条第 1 項の規定に基づき、牛久警察署の道路使用許可を得ること。
7. 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある工事については、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第 45 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、稲敷広域消防本部長に届け出なければならない。
8. 道路の占用の許可を受けた工事完了後、14 日以内に完了届を提出し、検査を受けること。
9. 道路課以外の部課等が、道路の占用をする場合は、阿見町道路占用許可及び道路占用料徴収規則第 2 条第 1 項に基づき、協議書を提出しなければならない。
10. 工事に起因して、道路管理者又は第三者に被害又は損害を与えた場合は、工事請負業者又は申請人の責任において、復旧及び補償を行うこと。(民法第 709 条、716 条)
11. 舗装部分の切断は、切断機を用いて直線に、かつ垂直に行うこと。
12. 管路等の埋設深さ(土被り)について

①電線類

保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては 0.8m、歩道にあつては 0.6m を超えていること(道路法施行令第 11 条の 2 第 1 項 2 号のロ)。

ただし、表 1 に示す管路等を使用する場合は、下記に掲げる基準に従って埋設することができる。(平成 11 年 3 月 31 日国土交通省通達)

- ・車道部は、表層から下層路盤までの厚さ(路床入替を行っている箇所は、その厚さを含む。)に 0.3m を加えた値(当該値が 0.6m に満たない場合には、0.6m)以下としないこと。
- ・歩道部(舗装が一定以上の強度を有するものに限る。)は、0.5m 以下としないこと
車両の乗り入れ等のための切り下げ部分がある場合で、当該値が 0.5m 以下となるときは、切り下げ部分の地下に設ける管路等につき、あらかじめ十分な強度を

有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護処置を講じること。

埋設深さを 0.6m 以下とする内容の申請を行う場合は、必要に応じて、今後、切り下げ部分が設けられることを考慮した上で、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護処置を講じること。(平成 12 年 3 月 24 日国土交通省通達)

表 1

管路等の種類及び規格	管径
コンクリート多孔管（管財曲げ引張強度 54kgf/cm ² ）	Φ 125×9 条以下のもの

表 2 に示す管路等を使用する場合は、路床に埋設する場合に、表 3 に示す管路等を使用する場合は、路盤又は路床に埋設する場合に適用できるものとし、下記に掲げる基準に従って埋設することができる。また、表 3 に示す管路等の種類以外のものであっても、表 3 に示すものと同等以上の強度を有するものについては、当該表 3 に示すものの管径を超えない範囲内において、埋設することができる（平成 28 年 2 月 22 日国土交通省通達）。

- ・車道部は、表層から下層路盤までの厚さに 0.1m を加えた値以下としないこと。ただし、舗装設計交通量が 250 台／日・方向未満の場合において、ケーブル及び径 150 mm 未満の管路等を設置する場合においては、下層路盤の上面より 0.1m 以上としないこと。
- ・歩道部（舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）は、路盤上面との距離が 0.1m 以下としないこと。車両の乗り入れ等のための切り下げ部分も同様とすること。切り下げ部分がある場合は、必要に応じて、切り下げ部分の地下に設ける管路等につき、所要の防護処置を講じること。

※上記「切り下げ部分」とは、「阿見町道路法第 24 条承認基準」，1），②の型式Ⅰ種に相当するものとする。同表のⅡ種及びⅢ種に相当する切り下げ部分においては、車道部の埋設深さに準じるものとする（平成 28 年 3 月 31 日国土交通省通達）。

※管路等を歩道の地下に設ける場合で、埋設深さを 0.5m 以下とする内容の申請を行う場合は、必要に応じて、今後、切り下げ部分が設けられることを考慮した上で、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護処置を講じること。

また、電線を地下に設ける場合で、将来、該歩道に切り下げ部分が設けられることにより、埋設深さが 0.5m 以下となると予想されるときは、必要に応じ、当該電線が十分な強度を有するため防護処置が不要であることを証する資料等を道路管理者に提出すること。ただし、特定の電線にかかる資料等があらかじめ一括して提出されており、個別の占用の許可の申請に当たり改めて資料を提出する必要がないと認められる場合には、この限りでない。

※上記の条件が附されている場合に、歩道の切り下げ部分を設けるために道路法第 24 条に規定する承認の申請が行われた際、防護措置の要否を確認すべきこと及び防護措置を講じる場合には、承認の申請をしたものと調整のうえ、これを行うとともに、必要に応じて、電線の構造の変更に伴う許可の申請を行うこと。また、承認の申請をした者に対し、歩道に設けられている電線について事業者が防護措置を講じる場合があること及びその場合には電線を埋設した事業者と調整を図ること。

表 2

管路等の種類及び規格	管径
鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	表 3 のとおり

表 3

管路等の種類及び規格	管径
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	130mm 以下
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下
合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下
波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653 附属書 1)	30mm 以下
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合わせ外径 64mm)
	600V CVQ ケーブル (より合わせ外径 27mm)
通信ケーブル (光)	40SM-WB-N (12mm)
	1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm)
通信ケーブル (メタル)	0.4mm50 対 CCP-JF (15.5mm)
	2 対-地下用屋外線 CCP-JF (5.5mm)
通信ケーブル (同軸)	12AC (16mm)
	5CM (8mm)

なお、埋設シート等舗装の耐久性に影響を及ぼす恐れがないものを除いて、埋設物件の防護のために所要の防護措置を講ずる場合は、原則として舗装内 (表層及び基層)、

路盤内（上層路盤及び下層路盤）への設置は認めず、路床内への設置のみ許可するものとする。（平成 28 年 3 月 31 日国土交通省通達）

②水管，ガス管

本線の場合は，1.2m（工事实施上やむを得ない場合にあつては，0.6m）を超えていること（道路法施行令第 11 条の 3 第 1 項 2 号のロ）。

ただし，表 4 に示す管路等に限る，下記に掲げる基準に従って埋設することができる。（平成 11 年 3 月 31 日国土交通省通達）

- ・表層から下層路盤までの厚さ（路床入替を行っている箇所は，その厚さを含む。）に 0.3m を加えた値（当該値が 0.6m に満たない場合には，0.6m）以下としないこと。
- ・本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は，0.5m 以下としないこと。切り下げ部分がある場合で，当該値が 0.5m 以下となるときは，切り下げ部分の地下に設ける水管又はガス管につき，あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き，所要の防護処置を講じること。

埋設深さを 0.6m 以下とする内容の申請を行う場合は，必要に応じて，今後，切り下げ部分が設けられることを考慮した上で，あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き，所要の防護処置を講じること。（平成 12 年 3 月 24 日国土交通省通達）

表 4

水道事業	
管路等の種類及び規格	管径
鋼管（JIS G 3443）	300mm 以下
ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）	300mm 以下
硬質塩化ビニル管（JIS K 6742）	300mm 以下
水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度 204kgf/2cm ² 以上）	200mm 以下で外径／厚さ=11 のもの
ガス事業	
管路等の種類及び規格	管径
鋼管（JIS G 3452）	300mm 以下
ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）	300mm 以下
ポリエチレン管（JIS K 6774）	200mm 以下

③下水道管

本線の場合は，3m（工事实施上やむを得ない場合にあつては，1m）を超えていることとする。（道路法施行令第 11 条の 4 第 1 項）

ただし，表 5 に示す管路等に限る，下記に掲げる基準に従って埋設することができる。（平成 11 年 3 月 31 日国土交通省通達）

- ・本線の場合は、表層から下層路盤までの厚さ（路床入替を行っている箇所は、その厚さを含む。）に 0.3m を加えた値（当該地が 1m に満たない場合は、1m）以下としないこと。
 - ・下水道の本線以外の線を車道に設ける場合には、表層から下層路盤までの厚さ（路床入替を行っている箇所は、その厚さを含む。）に 0.3m を加えた値（当該地が 0.6m に満たない場合には、0.6m）以下としないこと。
 - ・下水道の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は、0.5m 以下としないこと。車切り下げ部分がある場合で、路面と当該下水道管の頂部との距離が 0.5m 以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部分の地下に設ける下水道管につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護処置を講じること。
- 埋設深さを 0.6m 以下とする内容の申請を行う場合は、必要に応じて、今後、切り下げ部分が設けられることを考慮した上で、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護処置を講じること。（平成 12 年 3 月 24 日国土交通省通達）
- ・下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1m 以下としないこと。

表 5

下水道事業	
管路等の種類及び規格	管径
ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）	300mm 以下
ヒューム管（JIS A 5303）	300mm 以下
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）	300mm 以下
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	300mm 以下
陶管（JIS R 1201）	300mm 以下

※ 表 1, 2, 3, 4 及び 5 に掲げる管路等を地下に設ける場合であっても、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、上記ただし書きに掲げる基準に従って行うことが不適切と認められる場合は、従前の取り扱いによること。

また、表 1, 2, 3, 4 及び 5 に掲げる管路等の種類及び規格以外の管路等を、上記ただし書きに掲げる基準に従って埋設する場合、埋設を行う者は表 1, 2, 3, 4 及び 5 に掲げるものと同等以上の強度を有することを道路管理者に示すこと。

13. 復旧路盤構成は、未舗装道及び現況路盤構成が明確な舗装道については現況復旧、現況路盤構成が不明確な舗装道については図 1 に示すものとする。

なお、工事箇所が幹線道路又は交通量の多い道路等の場合において、現況路盤構成が

不明確な舗装道については、道路管理者と協議の上、現況の交通量を考慮した路盤構成とする。

(参考)

N₅ 交通 (250 以上 1,000 台/日未満)、従来路床度 CBR1%を 8%に置換える場合

表層	基層	粒調碎石 (M-30)	碎石 (RC-40)	合計厚	路床入替 (RB-40)
5	5	15	15	40	70

14. 復旧方法

- ①締固めは各層（路床部については 200mm）ごとにランマーその他の締固め機械又は、器具で確実に行うこと。
- ②削面積は、当日中に復旧可能な範囲とすること。但し、工事の施工上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい障害を及ぼすことのないように措置して行うときには、この限りではない。
舗装道路の復旧に際しては、仮復旧・本復旧ともに加熱合材を使用すること。
舗装道歩道部（路側線で区切っただけでは歩道とはいわない）の復旧は、影響幅をとらず、掘削範囲のみとすることができる。
- ⑤舗装道車道部の仮復旧から本復旧までの期間は、3 ヶ月前後とする。又この期間中の管理体制を明確にすること。
- ⑥既設の境界杭が不明になった場合には、測量により復元すること。

15. 舗装道の本復旧範囲については、次のいずれかに該当する範囲とする。基本は舗装幅の中心までの半面復旧か全面復旧であるが、舗装幅の中心とずれた位置にセンタージョイント（舗装の継ぎ目）がある場合はセンタージョイントまでを本復旧範囲とする。

- ①道路工事による掘削の規制期間については、原則として下記によるものとする。ただし、電気、通信、水道等を沿道建築物に引き込む工事であって、やむを得ないと判断できるものを除く。

車道の新設（打ち替えを含む。）舗装の場合	5 年
車道の補修（オーバーレイ）舗装の場合	3 年
歩道舗装，簡易舗装の場合	1 年

- ②工事範囲がセンターライン（センターラインがない場合は幅員《ここでいう幅員は車道部の幅員をいう。特殊なものとして図 2，図 3 に示す。以下同じ。》の中心）を超えない場合は図 4，工事範囲がセンターライン（センターラインがない場合は幅員中心。以下同じ。）を超える場合は、図 5 に示すものとする。
- ③同一の申請又は同時期に提出された申請で近傍の道路を複数箇所掘削する場合、工事範囲がセンターラインを超えない場合は図 6，工事範囲がセンターラインを超える場

合は図7に示すものとする。

- ④別に指定する幹線道路において工事箇所付近に既に行われた工事でできた本復旧跡がある場合、工事範囲がセンターラインを超えない場合は図8、工事範囲がセンターラインを超える場合は図9に示すものとする。ただし複数の取り出し等で復旧延長が概ね5m以上の既工事本復旧跡の場合や、既工事跡が本復旧でない場合、現在の基準によらない本復旧形状の場合は図8-1、図9-1に示す考え方とする。指定する幹線道路以外においては図8-2、図9-2に示す考え方とする。
- ⑤別に指定する幹線道路の交差点部で工事範囲がセンターラインを超える施工をする場合は、原則として図10に示すものとする。指定する幹線道路以外の交差点部の場合は②、③、④の考え方による。また、道路が複雑に交差している箇所については、個別に範囲を定める。
- ⑥インターロッキング舗装の場合は図14を基本とする。

- 16. 本復旧範囲が100㎡以上の場合は、アスファルトフィニッシャーで復旧を行うものとする。
- 17. 舗装道の仮復旧範囲については、原則、掘削の範囲とする。ただし、工事箇所が幹線道路又は交通量の多い道路等の場合においては、図11、図12を参照に仮復旧範囲を決定するものとする。なお、仮復旧の期間中に振動等の問題が発生した場合は、申請者はその解決に努めるものとする。
- 18. 工事範囲が路側線の外側のみの場合は、図13とすることができる。
- 19. 当該申請を受け付けてから承認までの標準処理期間は、原則として、2週間から3週間とする。(平成10年8月5日建設省道政発第93号道路局路政課長通達)

①適用除外

(1) 標準処理期間は、次の場合には適用しない。

- 申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合。
- 道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れが顕著であるため、許可に際して、特に慎重に検討する必要があるもの。
- 占用の許可に当たって、国土交通本省へ事前協議が必要な場合

(2) 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- 申請書類の不備等を補正するために要する期間。
- 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間。
- 申請内容が関係機関との協議を要する期間。
- 公募により占用主体を選定する場合の当該公募に要する期間。

- 20. 上記に記載のない内容及びその他調整の必要な事項の詳細内容については、別途協議の上、道路管理者の指示に従うものとする。

図 1

舗装歩道 仮復旧

	加熱合材	30mm
	切込碎石 RC-40	100mm
	路床用山砂 又は 路床用碎石	

舗装歩道 本復旧

	加熱合材	30mm
	切込碎石 RC-40	100mm
	路床用山砂 又は 路床用碎石	

舗装車道 仮復旧

	加熱合材	40mm
	粒度調整材 M-30	160mm
	切込碎石 RC-40	200mm
	路床用山砂 又は 路床用碎石	

舗装車道 本復旧

	加熱合材	50mm
	粒度調整材 M-30	150mm
	切込碎石 RC-40	200mm
	路床用山砂 又は 路床用碎石	

図 2

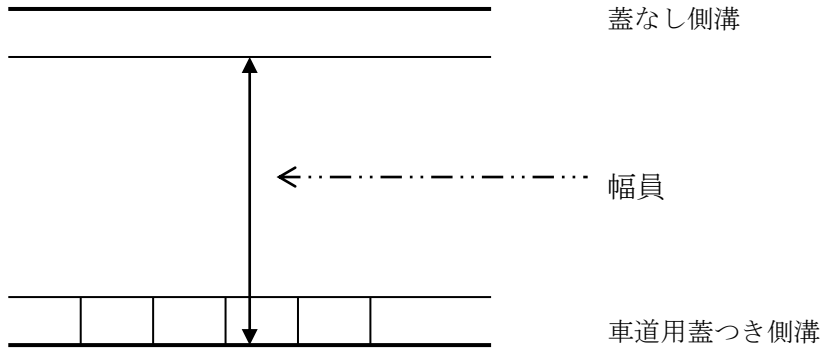


図 3

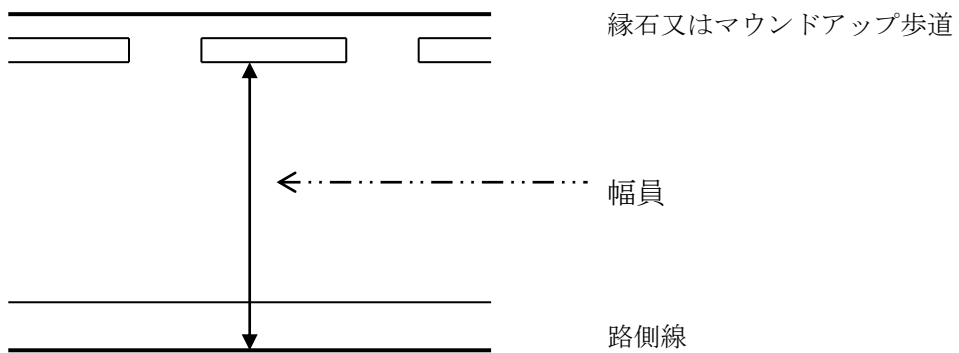


図 4

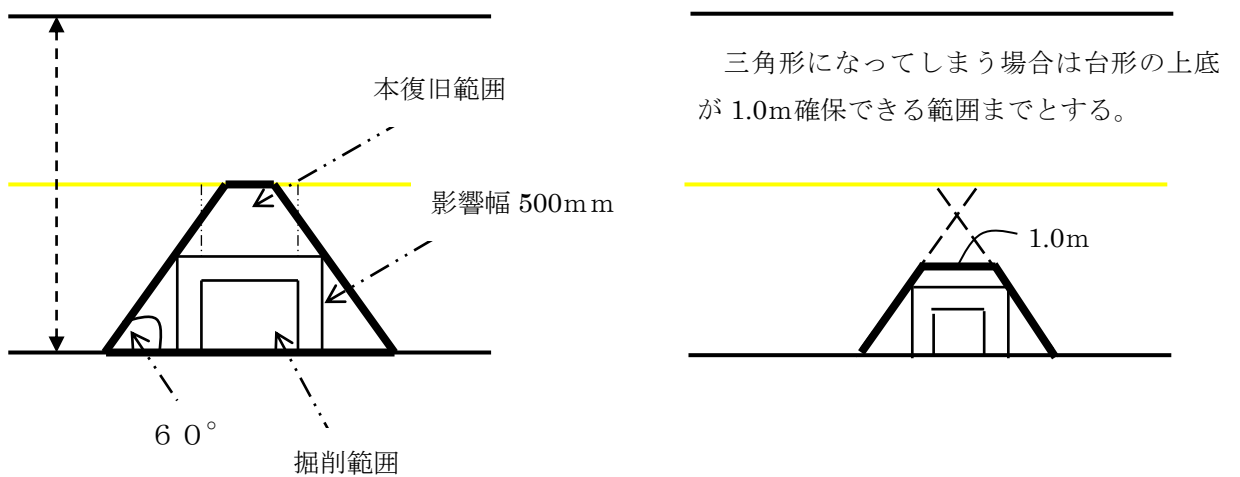


圖 5

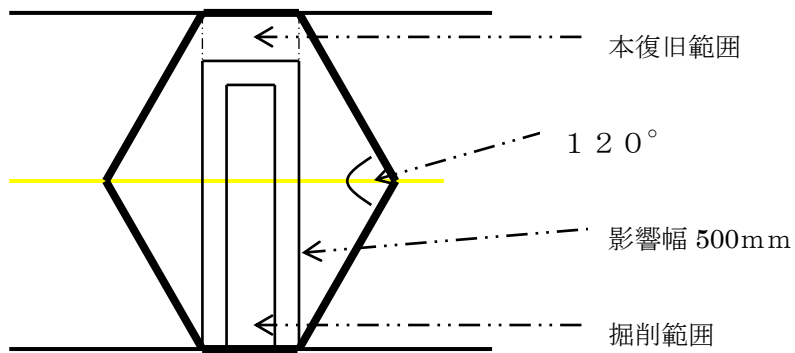


圖 6

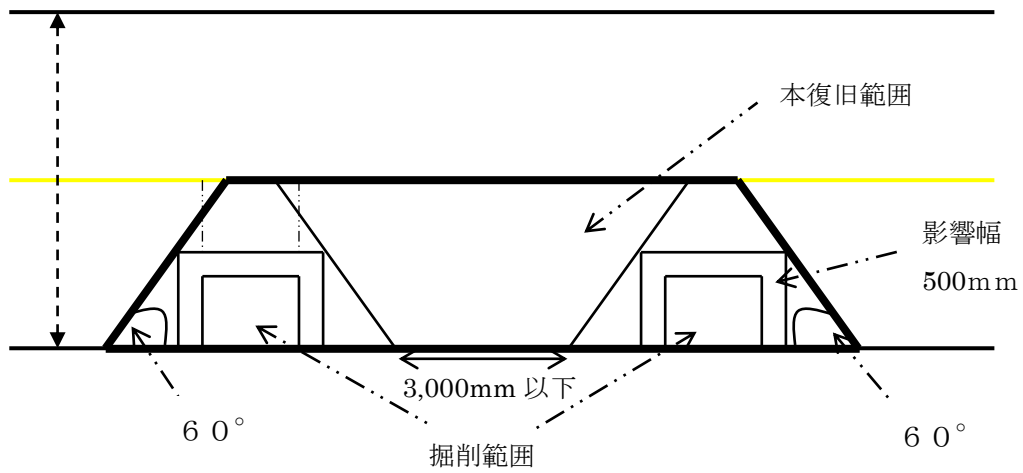


圖 7

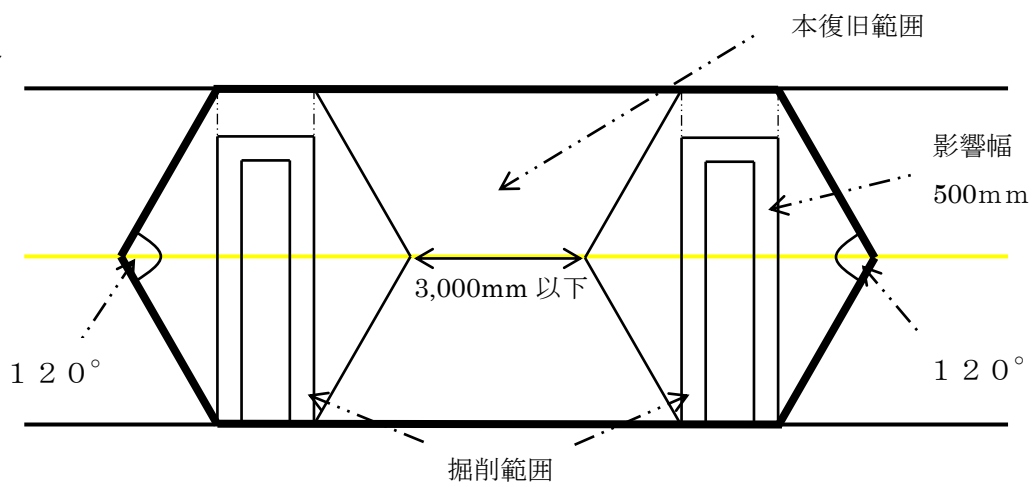


図 8 (指定する幹線道路)

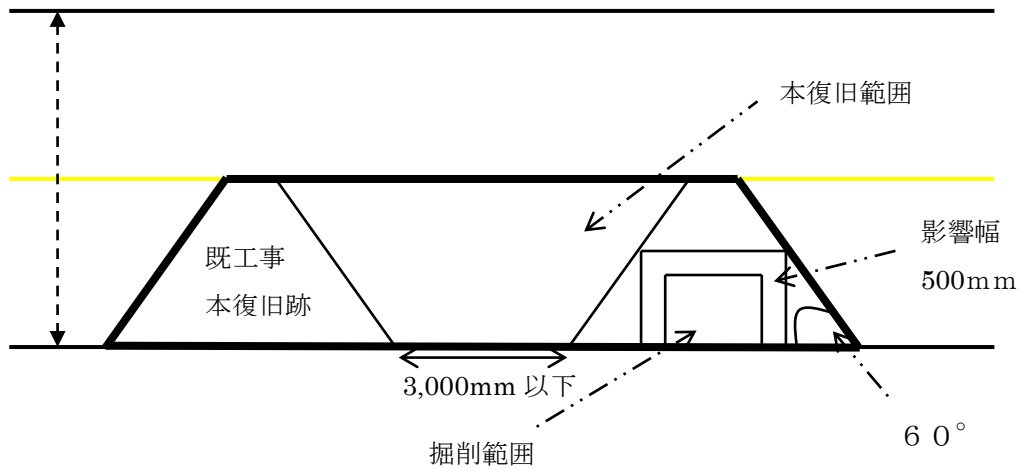


図 8-1 (指定する幹線道路)

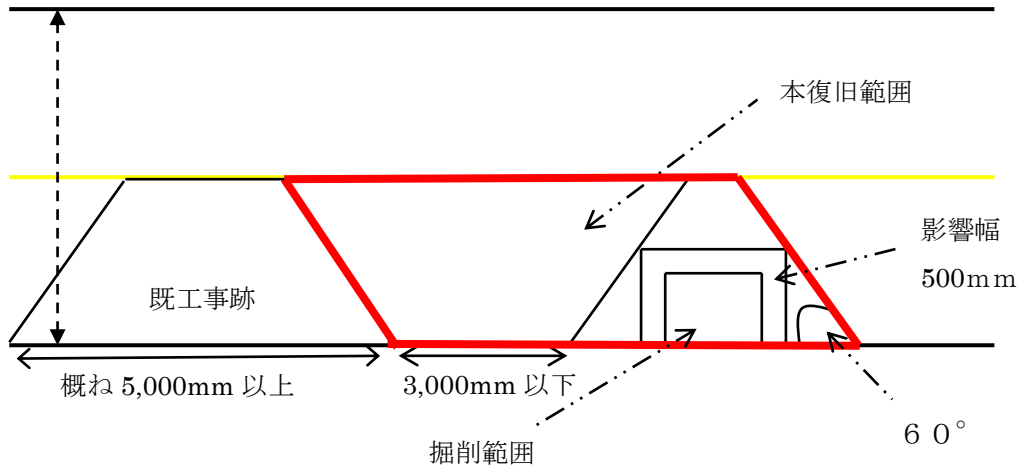


図 8-2 (幹線道路以外)

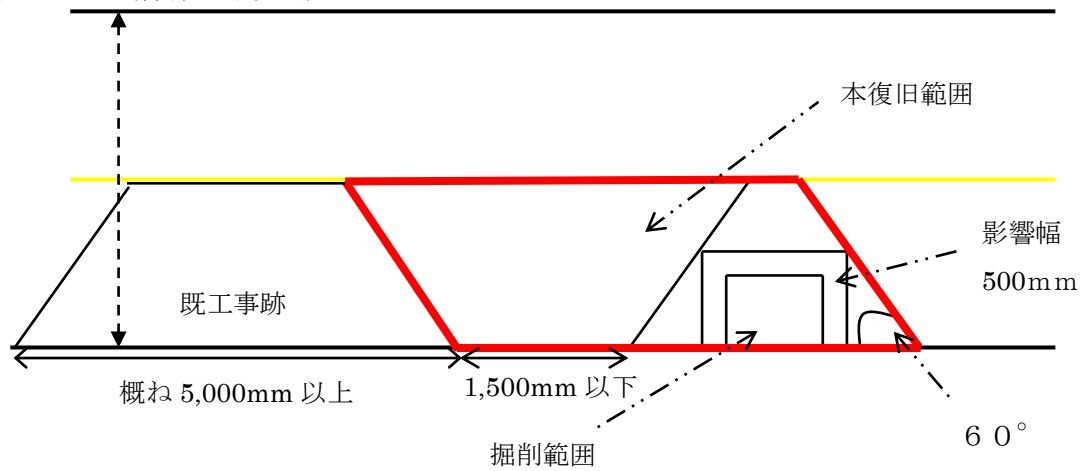


図 9 (指定する幹線道路)

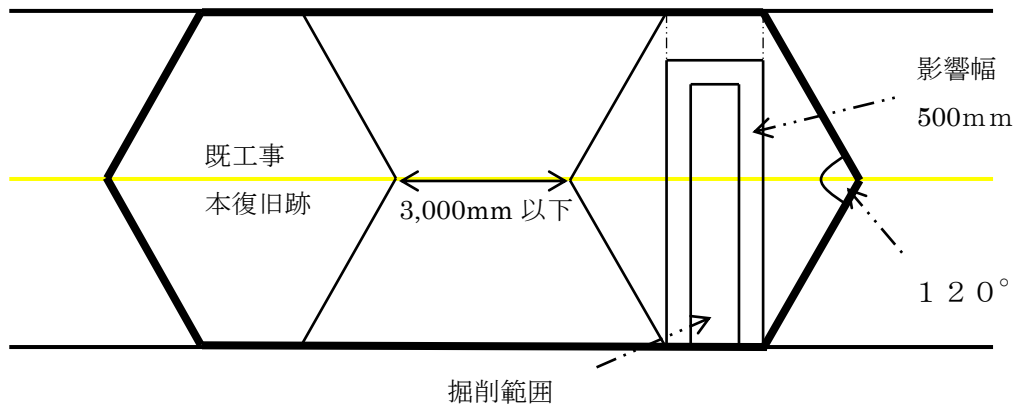


図 9 - 1 (指定する幹線道路)

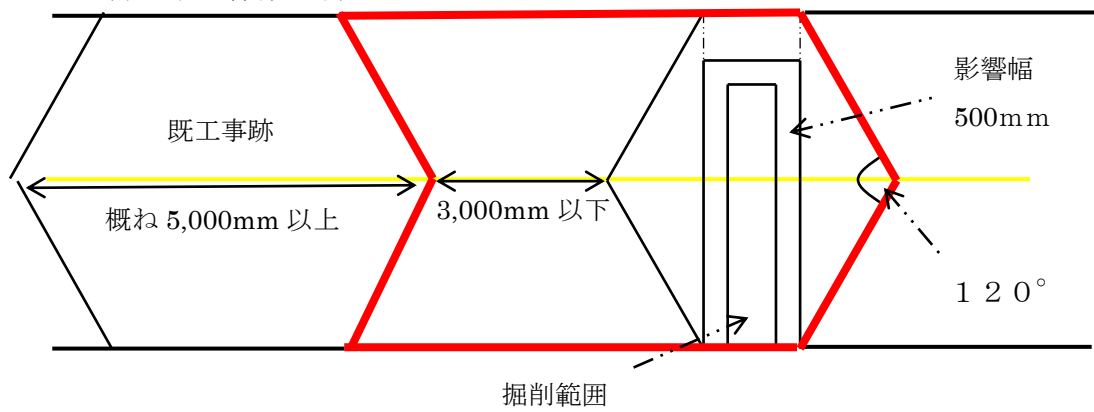


図 9 - 2 (幹線道路以外)

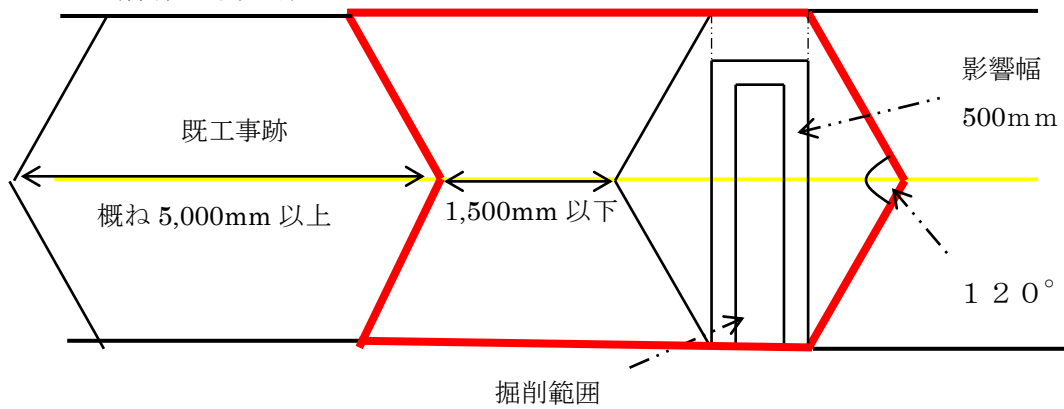


図 1 0 （指定する幹線道路）

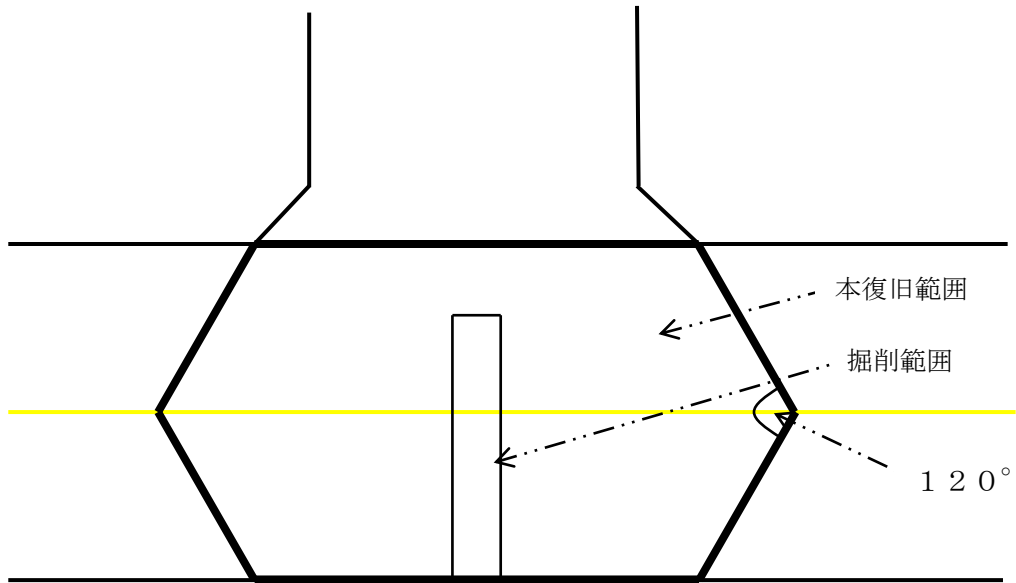


図 1 0 - 1 （幹線道路以外）

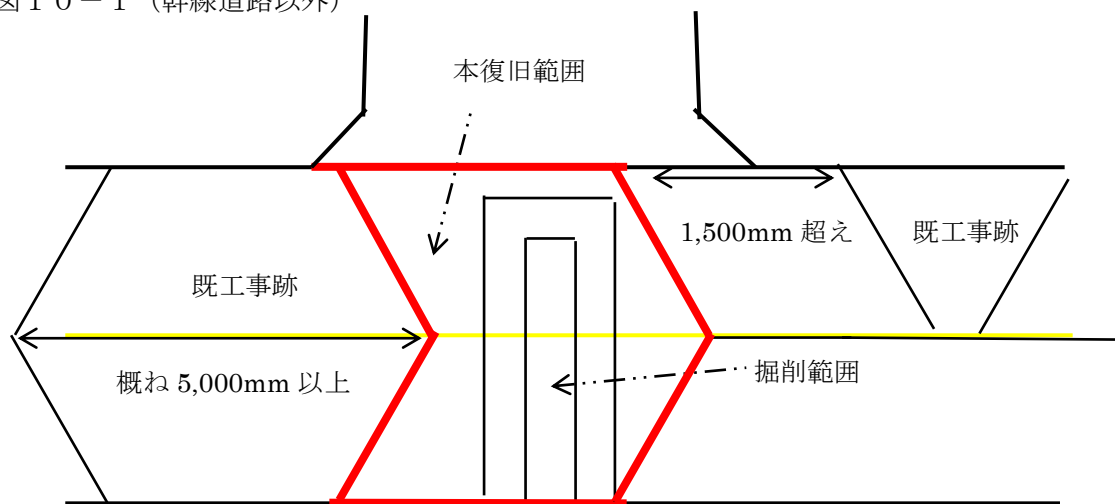


図 1 1 （指定する幹線道路の仮復旧形状）

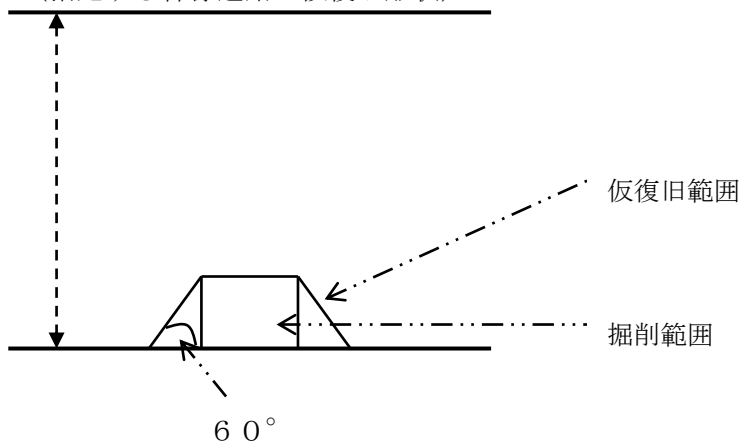


図 1 2 (指定する幹線道路の仮復旧形状)

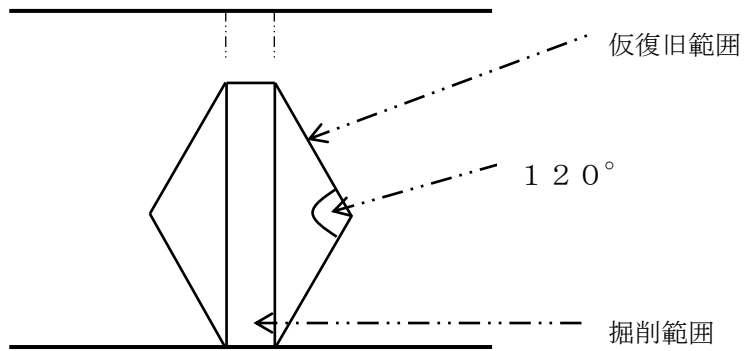


図 1 3

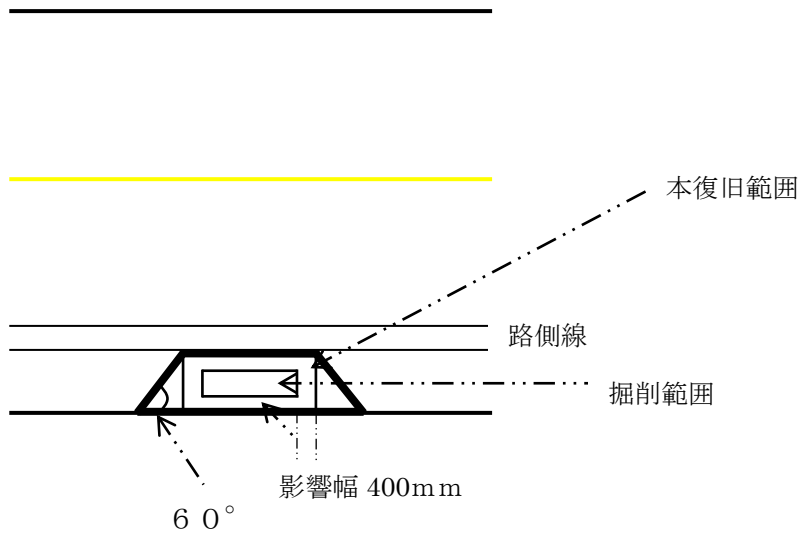
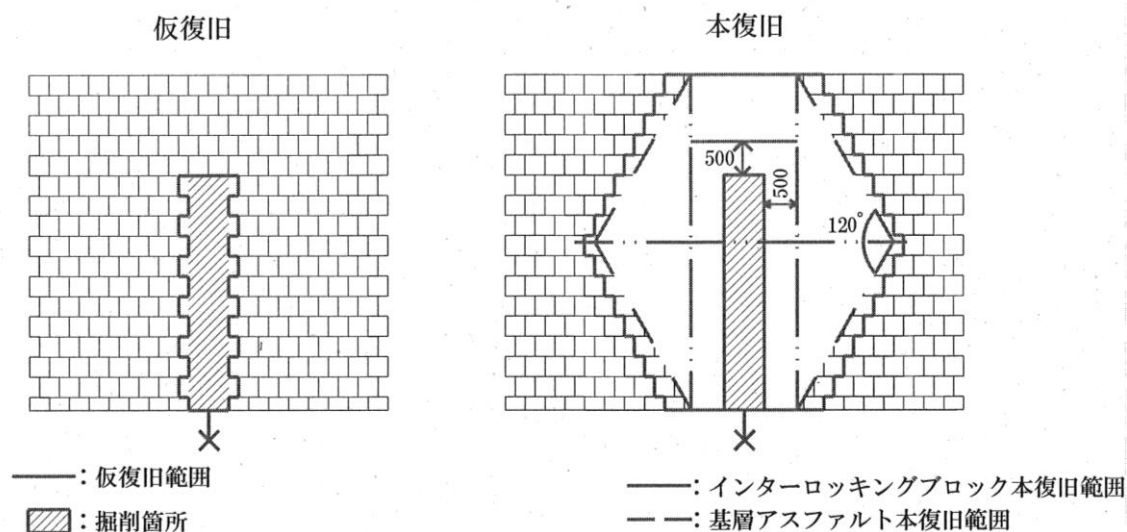
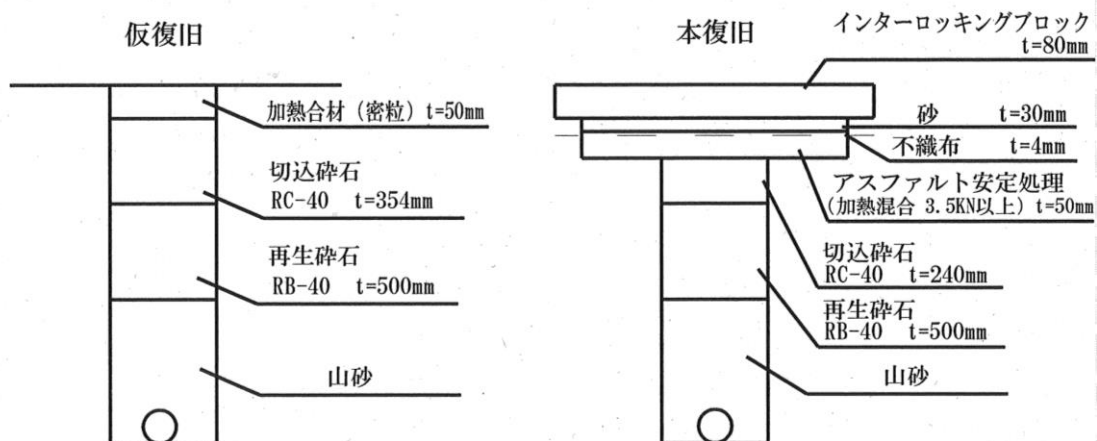


図 1 4

インターロッキングブロック掘削の場合



車道（本郷第三区画整理交差点）



歩道（町道0206号線）

